

# 福井県手話言語条例

すべての県民が手話は言語であるとの認識を共有し、円滑な意思疎通に基づき共に支え合う社会を実現するため、平成30年4月1日に福井県手話言語条例が施行されました。

## ●基本理念と県の責務・県民等の役割

### 《基本理念》

- ①すべての県民は、手話が独自の体系を有する言語であり、文化的所産であることを理解します。
- ②ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、相互に共生することを基本に手話の普及を行います。



### 《県の責務》

- ①ろう者が社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について配慮を行い、手話の普及等のために必要な施策を推進します。
- ②ろう者および手話通訳者等と協力して、基本理念に関する県民の理解の促進を図ります。

### 《県民等の役割》

- ①県民は、手話に対する関心と理解を深めるよう努めます。
- ②ろう者は、基本理念に関する県民の理解の促進および手話の普及等に努めます。
- ③手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に関する県民の理解の促進および手話の普及等に努めます。

### 《事業者の役割》

ろう者に対してサービスを提供するとき、また雇用するときは、手話等の使用に関して配慮を行うよう努めます。



## ～ 手話ワンポイントレッスン ～

おめでとう



こんにちは

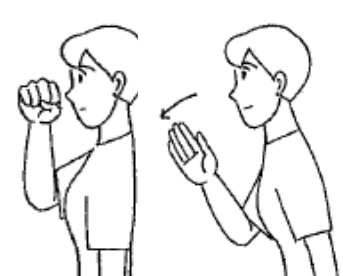


会釈する

ありがとう



よろしく おねがいします



## ●手話の普及と環境の整備

### 《計画の策定および推進》

○県は、障害者計画において、手話の普及等のために必要な施策を定め、総合的かつ計画的に推進します。

### 《手話を学ぶ機会の確保》

○県は、市町等と協力して県民が手話を学びろう者に対する理解を深める機会の確保に努めます。

### 《手話等を用いた情報発信等》

○県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、手話等を用いた情報の発信に努めます。

○県は、市町等と協力して、ろう者が手話等による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者等の派遣その他必要な施策を講じます。

### 《手話通訳者等の人材の育成》

○県は、市町等と協力して、ろう者が地域において生活しやすい環境の整備に資するよう、手話通訳者等の人材の育成に必要な施策を講じます。

### 《学校における手話の普及等》

○ろう児等が通学する学校の設置者は、教職員の手話の習得、技術の向上に努め、また保護者の基本理念に関する理解を促進するため、学習の機会の提供や教育に関する相談および支援に努めます。

### 《事業者への支援》

○県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するときまたはろう者を雇用するときにおいて、手話等の使用に関して配慮を行うための取組に対し、必要な支援を行うよう努めます。

### 《手話に関する調査研究》

○県は、ろう者および手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進およびその成果の普及に協力するよう努めるものとする。



手話マーク

### ●お問い合わせ

発行：福井県健康福祉部障害福祉課

〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17-1

電話：0776-20-0338 FAX：0776-20-0639 Email：syogai@pref.fukui.lg.jp